

(様式第1号関係)  
参考様式第1号別添

肥料価格高騰対策事業 提

注文時期が分かる資料は、  
取組実施者が整理する帳票あるいは  
生産者が提出する注文票の写し等の資料の  
いずれかをもって確認してください。

支払義務の発生が分かる資料は、  
取組実施者が整理する帳票あるいは  
生産者が提出する領収書/請求書等の写し等の  
資料のいずれかをもって確認してください。

No.		参考様式第2号 化学肥料低減計画書	提出物等確認				販売実績の確認		
			注文時期が わかる資料	支払義務の 発生が分かる資料	提出先以外で購入した肥料も申請する場合				
			取組実施者が 整理する帳票等	注文票	取組実施者が 整理する帳票等	領収書 請求書	参考様式第2号別添 購入肥料(当用買い) 一覧表	提出先以外の事業者が 整理した帳票等	
1	A	○		○		○			○
2	B								○
3	C						○		○
4	(有) D				○		○		○
5	(農) E								○
6	F	○		○					○
7									

化学肥料低減計画書を提出した  
参加農業者を記載してください。  
化学肥料低減計画書の名前で

提出されている資料に○を付け、提出が必要な資料が  
すべて提出されているかを確認してください。  
☆提出が必須の資料は次のとおりです。  
・化学肥料低減計画書  
・注文時期が分かる資料  
・支払い義務の発生が分かる資料  
☆その他必要に応じて提出する資料は次のとおりです。  
・購入肥料(当用買い)一覧表(もしくは事業者が整理した帳票等)

販売実績を確認したら○を付けてください。  
販売実績は販売伝票や契約書等により確認し、  
資料の取得は任意とします。  
ただし、生産者には確認できる資料を保管しておくよう  
指導してください。  
また、直近の販売実績が無い者については、  
聞き取り等により、販売意向を確認し、後日、  
当該年度中の販売実績を確認してください。

(注)

- 「提出物確認」欄については、各参加農業者が提出した書類等について、「○」を記入する。
- 欄が足りない場合は、適宜、追加すること。
- この様式は取組計画の承認(変更)申請時に添付資料として提出する。
- 注文によらず購入した場合は、購入日を注文日と読み替える。
- 販売実績の確認資料は、県協議会への提出は不要とする。